

## 現地審査について

現地審査は、原則として評価員を2名1組とし、申請者の許可住所や施設住所の施設において、現地審査資料の内容を具体的に確認し、評価基準に適合しているかを審査します。



### ■準備する書類

1. 現地審査場所には、必ず副本及び「評価基準表」の【現地審査】に記載された書類を、評価項目番号順に用意してください。
2. マニフェストと、その内容を照合できる処理帳簿及び委託契約書は、  
新規申請者は過去5年間分の中から、  
更新申請者は前回審査以降の分の中から指定し、確認させていただきます。  
なお、確認する書類及び現地審査の日時については、事前にメールにて連絡いたします。  
※マニフェスト、処理帳簿を電子情報で管理している場合は、端末画面で確認させていただきますので印刷する必要はありません。

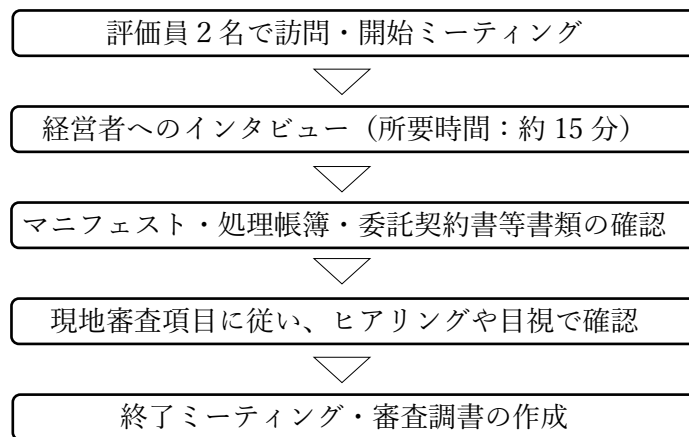
### ■審査に要する時間

- ・単独の業の区分で申請した場合：午前又は午後のうち2～3時間程度
- ・複数の業の区分で申請した場合：午前及び午後

※「経営理念」の評価項目確認にあたり、訪問時間のうち、15分程度の時間で経営者インタビューをさせていただきます。

※書類の準備状況、審査する施設の数・移動距離等により審査時間は前後いたします。

## ■審査の流れ



※一般的な流れを示したものです。確認する施設の数や書類の準備状況により進行は可変します。

※調書の作成後、コピーを取りお渡しするため、コピー機のある場所にて終了できるようご準備ください。